

利根町告示第49号

令和6年第2回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年5月24日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招集の日 令和6年6月3日

2. 招集の場所 利根町議会議場

令和6年第2回利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	6. 3	月	本 会 議	開会 提出議案説明 報告第1号～報告第3号 議案第30号～議案第43号	午前10時
2	6. 4	火	休 会	議案調査	
3	6. 5	水	本 会 議	一般質問（2人） ----- 一般質問（2人）	午前10時 午後1時30分
4	6. 6	木	本 会 議	一般質問（2人） ----- 一般質問（2人）	午前10時 午後1時30分
5	6. 7	金	休 会	議案調査	
6	6. 8	土	休 会	議案調査	
7	6. 9	日	休 会	議案調査	
8	6. 10	月	休 会	議案調査（厚生文教委員会）	
9	6. 11	火	本 会 議	質疑・討論・採決 議案第30号～議案第44号 閉会	午前10時

令和6年第2回  
利根町議会定例会会議録 第1号

令和6年6月3日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	山崎敬子君	7番	船川京子君
2番	本谷孝君	8番	井原正光君
3番	佐藤眞一君	9番	五十嵐辰雄君
4番	峯山典明君	10番	山崎誠一郎君
6番	新井邦弘君	11番	大越勇一君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総 務 課	長	中村寛之君
政 策 企 画 課	長	布袋哲朗君
財 政 課	長	木村宜孝君
防 災 危 機 管 理 課	長	亀谷英一君
税 務 課	長	鈴木壮君
住 民 課	長	大津聖二君
福 祉 課	長	服部豊君
子 育 て 支 援 課	長	松永重生君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		勝村健君
生 活 環 境 課	長	雑賀正幸君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		松本浩睦君
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		飯島弘君
建 設 課	長	大越正博君
ま ち 未 来 創 造 課 長 補 佐		藤波勝君
会 計 課	長	本谷幸洋君
学 校 教 育 課	長	大越聖之君
生 涯 学 習 課	長	古山栄一君

指 導 課 長 丹 晴 幸 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	宮 本 正 裕
書	記 弓 削 紀 之
書	記 齋 藤 リ マ

1. 会議録署名議員

4 番	峯 山 典 明 君
6 番	新 井 邦 弘 君

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 1 号

令和6年6月3日（月曜日）

午前10時開会

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2  | 会期の件  |
| 日程第3  | 報告第1号 令和5年度利根町一般会計継続費の繰越について                          |
| 日程第4  | 報告第2号 令和5年度利根町一般会計繰越明許費について                           |
| 日程第5  | 報告第3号 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について                    |
| 日程第6  | 議案第30号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について                      |
| 日程第7  | 議案第31号 利根町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第8  | 議案第32号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について                  |
| 日程第9  | 議案第33号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について            |
| 日程第10 | 議案第34号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について                |
| 日程第11 | 議案第35号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について                 |
| 日程第12 | 議案第36号 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について          |

- 日程第13 議案第37号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 日程第14 議案第38号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第39号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第40号 利根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第41号 利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第42号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第43号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第20 休会の件

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 報告第1号
- 日程第4 報告第2号
- 日程第5 報告第3号
- 日程第6 議案第30号
- 日程第7 議案第31号
- 日程第8 議案第32号
- 日程第9 議案第33号
- 日程第10 議案第34号
- 日程第11 議案第35号
- 日程第12 議案第36号
- 日程第13 議案第37号
- 日程第14 議案第38号
- 日程第15 議案第39号
- 日程第16 議案第40号
- 日程第17 議案第41号
- 日程第18 議案第42号

日程第19 議案第43号

日程第20 休会の件

---

午前10時00分開会

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、令和6年第2回利根町議会定例会を開会いたします。

令和6年4月1日付で人事異動がありましたので、異動のあった執行部の課長を紹介いたします。

中村総務課長。

○総務課長（中村寛之君） 総務課長の中村寛之です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大越勇一君） 木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） 4月1日付で財政課長を拝命いたしました木村でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大越勇一君） 大越学校教育課長。

○学校教育課長（大越聖之君） 学校教育課長の大越聖之です。よろしくお願いいたします。

○議長（大越勇一君） 古山生涯学習課長。

○生涯学習課長（古山栄一君） 生涯学習課長の古山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） 農業政策課長の飯島です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大越勇一君） 雑賀生活環境課長。

○生活環境課長（雑賀正幸君） 生活環境課長の雑賀正幸です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大越勇一君） 大津住民課長。

○住民課長（大津聖二君） 住民課長の大津聖二です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大越勇一君） 以上で紹介を終わります。

これから本日の会議を開きます。

---

○議長（大越勇一君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

陳情を1件、受け付けております。また、監査委員より令和6年2月分から令和6年3月分の現金出納検査の結果報告がありました。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

それでは議事日程に入ります。

---

○議長（大越勇一君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により，

4番 峯山典明 議員

6番 新井邦弘 議員

を指名いたします。

---

○議長（大越勇一君） 日程第2，会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は，本日から6月11日までの通算9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

なお，会期の内訳は，タブレットに掲載のとおりです。

---

○議長（大越勇一君） 審議に入るに当たり，行政報告及び提出議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） おはようございます。令和6年第2回利根町議会定例会を招集しましたところ，議員の皆様には御出席を賜り，誠にありがとうございます。

初めに，4月28日，利根町文化センターにて開催しました「懐かしの昭和歌謡ショー」についてです。以前より町の交通安全活動に多大な貢献をいただいております，株式会社丸利根アペックス様の御協力の下，開催した歌謡ショーですが，多くの皆さんにお越しいただき，大盛況のうちに幕を閉じました。第1部の演芸ショーでは落語家と漫才師が絶妙な語り口で会場を沸かせ，第2部の歌謡ショーでは古きよき昭和の流行歌の演奏に懐かしさを覚え，会場は感動に包まれておりました。

来年1月1日に町制施行70周年を迎えるに当たり，町全体で70周年を盛り上げるべく，各種記念事業を展開しているところでございますが，今回の歌謡ショーは最初の記念事業として多くの町民の皆様的心に残るものとなったことを，私も大変うれしく思っております。今後も皆様に御参加いただけるイベントを企画しておりますので，ぜひ70周年を共に盛り上げていただきたいと思います。

それでは，提出議案の総括説明に先立ちまして，町政等の一端を申し上げたいと思います。

まず、利根町総合振興計画及び地域公共交通計画策定の進捗状況についてですが、昨年度、町民の皆様を実施しましたアンケート調査やまちづくり住民ワークショップ、住民意見交換会及び中学生ワークショップでいただいた御意見の取りまとめが終了し、現在、総合振興計画、地域公共交通計画ともに骨子案の作成に取りかかっている状況でございます。総合振興計画については9月中旬頃に、地域公共交通計画については7月下旬頃に、各審議会等に骨子案をお示しし、御意見を伺いながら策定をしております。両計画ともに案がまとまり次第、議会及び住民説明会を開催し、パブリックコメントの手続きを経て、最終案を決定しております。

次に、学校跡地利活用事業につきましては、本年3月に用途変更及び設計業務が完了し、現在、一般競争入札により事業者の募集を行っているところでございます。旧文小学校は町民のための健康増進施設、子育て世帯の支援・交流の施設などの複合施設として、旧文間小学校は総合教育センターを中核とした教育・学習支援施設として利活用しております。施設の改修工事の進捗状況を見ながら、運動器具やeスポーツ機器の設置、ネットワーク改修工事など、必要な整備を行っております。12月には新たな施設の設置及び管理に関する条例を議会へ提案し、令和7年度から町民の皆様へ供用できるよう、現在、施設の運営方法等も含め、社会福祉協議会や利用団体などと協議し、準備を進めているところでございます。

次に、利根ニュータウン商店会にて運用中の創業支援施設「チャレンジショップ」には、現在、第2号店舗となる「ママとココフェ」さんが昨年6月1日にオープンいたしました。連日、町内外から多くのお客様に御来店をいただき人気店となっております。当初、出店期間は1年以内としておりましたが、町ではこのたび、実情を鑑み、最長3年間出店できるよう要綱を改正いたしました。現在、出店者の方は、チャレンジショップ卒業後の独立開業に向けて着々と準備を進めているところでございます。

また、同じく町の創業支援の取組の一つとして令和3年度より実施しております「とねまち起業塾」では、これまでに延べ19名の卒業生を輩出しており、中には実際に町内で新規事業される方もいらっしゃいます。この起業塾につきましては、今年度からは利根町商工会が主体となって開催することとなっております。町ではこれからも商工会と連携を図りながら、地域や商店街の活性化に取り組んでまいります。

次に、今後のイベントにつきまして申し上げます。

7月20日土曜日、保健福祉センター裏の休耕田を会場に「第4回TONEどろリンピック」を開催いたします。事前に募集した町内の小学校3年生から6年生まで50名を対象に、自然環境の大切さを楽しみながら学ぶことを目的に、水や自然に親しみ楽しめるレクリエーションとして、大玉運び走などを行います。さらに特設プールを用意し、昨年大好評であったウナギ、鮎のつかみ取りを行う予定です。子供たちにとって夏の楽しい思い出の一つになればと思っております。

続きまして、観光協会におきましては、毎年夏に開催している「TONE LOTUS FES.」と「町民納涼花火大会」を、今年は町制施行70周年の記念事業として盛大に開催することが予定されております。特に、花火大会では例年の約2倍の花火を打ち上げる予定とのことで、町といたしましても成功に導けるよう協力してまいりますので、皆様方におかれましても、ぜひ会場に足をお運びいただき、一緒に盛り上げてくださいますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、これまでの主な取組状況や今後の予定について申し上げます。

それでは、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

本定例会におきましては、報告が3件、専決処分や補正予算、条例改正など議案14件の合計17件の案件について御審議をお願いするものでございます。

報告第1号は令和5年度利根町一般会計継続費の繰越についてで、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

報告第2号は令和5年度利根町一般会計繰越明許費についてで、報告第3号は令和5年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費についてで、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

議案第30号は利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第31号は利根町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第32号は利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第33号は利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第34号は利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第35号は令和5年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について、議案第36号は令和5年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、議案第37号は令和6年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてで、いずれも地方自治法第179条第1項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案第38号は利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、家庭的保育事業等における保育士等の配置基準の見直しを行う必要があるため、提案するものでございます。

議案第39号は利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴い、施設の重要事項の書面の掲示の義務づけの見直し等を行うほか、所要の改正を行うための提案とするものでございます。

議案第40号は利根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例で、国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、町の指定居宅介護支援等の事業の人員に関する基準、運営に

関する基準等を改めたいので、提案するものでございます。

議案第41号は利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例で、国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、町の指定介護予防支援等の事業の人員に関する基準、運営に関する基準等を改めたいので、提案するものでございます。

議案第42号は令和6年度利根町一般会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ4,664万8,000円を追加し、総額を73億9,253万3,000円とするもので、歳入歳出予算及び地方債について補正するものでございます。

議案第43号は茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてで、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更することについて協議を求められたので、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、提出議案の概要について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から御説明いたします。何とぞよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大越勇一君） 行政報告及び総括説明が終わりました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第3、報告第1号 令和5年度利根町一般会計継続費の繰越についてから日程第5、報告第3号 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費についてまで、3件の報告を求めます。

まず、報告第1号及び報告第2号について、木村財政課長。

〔財政課長木村宜孝君登壇〕

○財政課長（木村宜孝君） それでは、報告第1号 令和5年度利根町一般会計継続費の繰越についてを補足して御説明申し上げます。

こちらは、継続費としております2件の事業につきまして、事業費の一部について逐次繰越をいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、第5次総合振興計画後期基本計画策定業務委託、こちらは令和5年度から令和6年度までの2か年の継続事業でございます。総額1,545万5,000円のうち、令和5年度予算現額は591万8,000円で、支出済額は532万6,200円となり、残額が59万1,800円でしたので、同額を逐次繰越いたしました。

続いて、款3民生費、項2児童福祉費、事業名、利根町子ども・子育て支援事業計画（第3期）策定業務委託は、令和5年度から令和6年度までの2か年の継続事業でございます。総額680万9,000円のうち、令和5年度予算現額は165万円、支出済額は148万5,000

円で、残額が16万5,000円でしたので、同額を通次繰越いたしました。

続きまして、報告第2号 令和5年度利根町一般会計繰越明許費についてを補足して御説明申し上げます。

本件は、本年3月定例会において、令和5年度一般会計補正予算（第6号）の専決処分、令和5年度一般会計補正予算（第7号）で、繰越明許費の承認及び議決をいただきました6事業におきまして繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

上から順に御説明申し上げます。

款2総務費、項3戸籍住民登録費、事業名、戸籍事務費で、翌年度繰越額は381万7,000円でございます。こちらは、マイナンバーカードへ氏名等の振り仮名及びローマ字表記実施のため、戸籍附票システムの改修に要する費用となります。財源は、10分の10国庫補助となります。

事業名、住民登録費は、翌年度繰越額46万2,000円で、こちらも同じくマイナンバーカードへの振り仮名等の表記に向けた住民記録システムの改修費用となります。財源は、10分の10国庫補助となります。

款3民生費、項1社会福祉費、事業名、物価高騰重点支援給付事業（均等割課税）で、翌年度繰越額は4,678万5,000円でございます。こちらは、物価高騰を踏まえ家計へ大きな影響が出ている町民税均等割のみ課税世帯への給付金支給事業で、1世帯当たりの給付金10万円、対象世帯450世帯分の4,500万円のほか、給付金支給に要する職員の時間外勤務手当、消耗品費、通信運搬費、振込手数料、事務員の派遣業務委託料、システム機器賃借料が含まれております。

事業名、物価高騰重点支援給付事業（こども加算）は、翌年度繰越額281万6,000円でございます。こちらは、町民税非課税世帯への電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事業及び町民税均等割のみ課税世帯への物価高騰重点支援給付事業（均等割課税）に付随する事業でございます。町民税非課税世帯への給付は前年度実施により執行済みでございますが、均等割のみ課税世帯への給付は、先ほど御説明のとおり、令和6年度への繰越しでの給付となります。均等割のみ課税世帯へのこども加算分5万円、55名分と関連経費となっております。

款4衛生費、項1保健衛生費、事業名、感染症予防対策事業は、新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用となります。全額公費によるワクチン接種は令和5年度にて終了となりましたが、こちらはその月遅れ請求及び請求まで時間を要する県外接種に係るものとディープフリーザーやワクチンシリンジなど、こちらの廃棄処理をするためのものになります。予防接種委託及び手数料で、翌年度繰越額は74万5,000円となります。

款7土木費、項1道路橋梁費、事業名、道路工事事業で、町道107号線の道路修繕工事になります。隣接いたします県道千葉竜ヶ崎線の排水工事の調整に不測の日数を要したこ

とにより、こちらは繰越しとなるものでございます。翌年度繰越額は1,700万円となります。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、報告第3号について、雑賀生活環境課長。

〔生活環境課長雑賀正幸君登壇〕

○生活環境課長（雑賀正幸君） それでは、報告第3号 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について補足して御説明申し上げます。

こちらは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものでございます。

款1下水道費、項1下水道費、事業名が霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金で、40万9,000円を繰り越すものでございまして、こちらは利根浄化センター内の建設工事に伴う町の負担金でございます。県の事業が年度内に完了することができなかったことに伴い、繰越しをするものでございます。

なお、繰越額の財源内訳でございますが、繰越明許費繰越計算書に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 報告が終わりました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第6、議案第30号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてから日程第13、議案第37号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についての8件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第30号から議案第32号について、鈴木税務課長。

〔税務課長鈴木 壮君登壇〕

○税務課長（鈴木 壮君） それではまず初めに、議案第30号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について補足して御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布されたことから、税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により同年3月30日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いをするものでございます。主な改正内容でございますが、町民税関係では定額減税に関する規定の整備でございます。これは、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和する措置として、令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である納税義務者に限り、個人住民税の所得割の額から本人、配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を行うものでございます。

なお、この減税に生じる個人住民税の減収額は全て全額国費で補填されることとなりますので、自主的な影響はございません。

次に、固定資産税関係でございます。

令和6年度は3年に一度評価を見直す評価替えの年でございます。土地に係る固定資産税の負担調整措置について、評価替えにより評価額の急激な上昇があった場合には、税負担の上昇が緩やかになるよう、課税標準額を徐々に引き上げる措置につきましても、令和8年度まで延長を行うものでございます。

そのほか、法令の改正に伴う条項のずれや字句の整理を行うものでございます。

詳細につきましては、参考資料の2、新旧対照表を御覧ください。

第34条の7は、寄附金税額控除に係る規定でございます。公益信託の信託財産に関連する寄附につきましても税額控除の対象となるため、規定を改めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第51条は、町民税の減免の規定で、天災などにより減免する必要があると認める場合には職権による減免が可能となる規定を加えるものでございます。

第56条の改正は、引用条項の改正でございます。

第71条及び4ページの第139条の3は、固定資産税及び特別土地保有税の減免に関する規定で、第51条の改正同様、職権による減免を可能とする規定を追加するものでございます。

附則第4条の2の規定は、公益法人等に係る町民税の課税の特例規定でございます。新たな公益信託制度の創設に伴い、課税標準の計算に関する特例規定を削除するものでございます。

附則第5条の2は、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額の特例措置についてでございます。令和6年1月1日に発生した能登半島地震により住宅や家財等について生じた損失に係る雑損控除を、納税義務者の選択により令和5年において生じた損失として令和6年度以後の年度分の個人住民税の雑損控除の対象適用となる旨、規定を設けるものでございます。

附則第6条の改正につきましては、引用条項の改正でございます。

附則第7条の5から15ページの附則第7条の8までは、定額減税に関する規定の整備でございます。

附則第7条の5は、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除、いわゆる定額減税といたしまして、令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である納税義務者に限り、個人住民税の所得割の額から納税義務者また配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を行うものでございます。

附則第7条の6は、令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例として、納税義務者が自分で町民税を納付する普通徴収の方は、第1期分の税額から定額減税を控除し、控除し切れない場合については第2期分の税額から順次、控除を行うものでございます。また、給与の特別徴収の方につきましては、令和6年6月分は徴収せずに、定額減税

を控除した後の7月分から令和7年5月分までの11回で徴収するものでございます。

10ページをお願いいたします。

附則第7条の7は、令和6年度分の公的年金に係る町民税に関する特例として、公的年金から特別徴収の方につきましては、前年度から特別徴収される方と特別徴収が初年度の方で異なります。まず、前年度から引き続き公的年金から特別徴収されている方は、令和6年10月分からの税額から定額減税を控除し、控除し切れない場合は12月分以降の税額から順次、控除するものでございます。また、公的年金からの特別徴収が初年度の方は、第1期分の税額から定額減税を控除し、控除し切れない場合は第2期分以降の税額から控除し、さらに控除し切れない場合については令和6年10月分以降の税額から順次、控除するものでございます。

15ページをお願いいたします。

附則第7条の8は、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除、いわゆる令和7年度分の定額減税といたしまして、令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者で、かつ控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合に限り、1万円の減税を行うものでございます。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に関する規定で、定額減税の額の算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用後となるよう読替規定を追加するものでございます。

附則第10条の2は、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例について、法令の改正に伴い引用する条項を整理し、また現行の第13項の企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置につきましては令和5年度をもって廃止になったことから特例規定を削除し、新たに第7項として、再生可能エネルギー発電設備における一定のバイオマス発電に係る課税標準の特例措置として、令和7年度までの2年間、課税標準を7分の6とする規定を加え、また第16項として、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を目指す区域、通称滞在快適性等向上区域において民間事業者が民地のオープンスペース化などを行った場合、当該資産に係る課税標準の特例措置として、令和7年度までの2年間、課税標準を2分の1とする規定を加えるものでございます。

附則第10条の3は、新築住宅に対する固定資産税の減額を受けようとする者の申告に関する規定で、引用する条項を整理し、また新たに第3号として、新築認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置の特例につきまして、マンション等の管理組合などの管理者等から必要書類の提出があり、減額の要件に該当すると認められる場合には、所有者からの申告書の提出がない場合でも減額措置が適用ができる旨、規定を追加するものでございます。

20ページの附則第11条並びに附則第11条の2は、土地に係る固定資産税額の特例に関する規定で、固定資産税の評価額は原則として評価替えの年度3年間据え置くとされており

ますが、地価の下落傾向が見られた場合には、評価額を修正することができる特例規定を令和8年度まで延長をするものでございます。

21ページの附則第12条から23ページの附則第13条までの改正につきましては、土地に係る固定資産税の負担調整措置に関する規定で、宅地または商業地、市街化農地について、現行の適用期限を令和8年度まで延長をするものでございます。

24ページをお願いいたします。

附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例に関する規定で、適用期限を令和8年度まで延長をするものでございます。

25ページの附則第16条の3から27ページの附則第20条の3までの改正につきましては、上場株式等の配当所得、土地や一般株式の譲渡所得、先物取引の雑所得、特例適用配当、また条約適用配当等の町民税の特例に関する規定でございまして、当該所属の個人住民税の所得割の額につきましても、定額減税の算定に用いる所得割の額として当該規定の適用後となるよう読替規定をそれぞれ追加するものでございます。

28ページから30ページまでにかかけましては、附則として各条文の施行日と経過措置の規定になります。

議案第30号の補足説明は以上でございます。

次に、議案第31号 利根町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について補足して御説明申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税法等の課税免除等に伴う減収補填措置が講じられる場合などを定めた省令の一部改正が令和6年3月30日に公布されたことから、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により同年3月30日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

参考資料の2、新旧対照表を御覧ください。

改正箇所は、第2条の課税免除の適用期限でございます。

利根町過疎地域持続的発展計画で、産業振興促進区域として指定された区域において、製造業等の事業者が資産等を取得した場合、固定資産税の課税免除の期間を令和6年3月31日としておりますが、省令の一部改正により減収の補填期間が3年間延長されたことから、課税免除の適用期間を令和9年3月31日まで延長をするものでございます。

附則でございますが、施行期日は令和6年4月1日から施行するものでございます。

議案第31号の補足説明は以上でございます。

次に、議案第32号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について補足して御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布されたことから、都市計画税条例につきましても一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1

項の規定により同年3月30日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

参考資料の2，新旧対照表を御覧ください。

改正箇所は、附則のみの改正となります。

附則第2項から附則第5項までは、地域決定型地方税制措置、いわゆるわがまち特例の規定で、法令の改正に伴い引用する条項を整理し、税条例の改正同様、現行の第2項の企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置を削除し、新たに第4項として滞在快適性等向上区域の当該資産に係る課税標準の特例措置について課税標準を2分の1とする規定を加えるものでございます。

附則第7項から5ページの附則第16項までの改正につきましては、都市計画税の特例に関する規定で、法令の改正に伴い引用条項を整理し、また税条例の改正同様、宅地や商業地並びに市街化農地における負担調整措置につきまして令和8年度まで延長をするものでございます。

附則でありますが、施行期日は令和6年4月1日より施行するものでございます。

以下、事項につきましては、経過措置の規定でございます。

議案第32号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第33号及び議案第34号について、松本保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは、議案第33号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、補足して御説明いたします。

こちらは、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分書のとおり令和6年3月29日付で専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、参考資料1をお願いいたします。

今回の改正理由は、茨城県の医療福祉対策要綱の改正により、医療福祉費支給に係る重度心身障害者等の助成措置が令和6年4月1日から拡大されることに伴い、利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改める必要があるため、改正したものでございます。

次に、改正の内容について御説明いたします。

参考資料2の新旧対照表にて御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第2条の定義で、第1項第5号の重度心身障害者等の定義に、現行では65歳以上75歳未満の高齢者の定義をそれぞれに記載していたものを削除し、こちらに一括して記載するものでございます。

次に、同号アの前段は、身体障害者手帳の略称の「手帳」をこの後に違う別な手帳を記

載するため、削除するものでございます。後段につきましては、先ほど一括記載した65歳以上75歳未満の者の定義を削除するものでございます。

次に、同号イの前段は、アで削除した略称を正式名称に改めるものでございます。

次に、2ページになります。

イの後段及び次のウにつきましては、ア同様に、一括記載した定義を削除するものでございます。

次のエの前段は、略称から正式名称に改めるもので、中段は該当者に「4級所持の方」を追加するものです。後段及び次の次のカにつきましては、前と同様に、一括記載した定義を削除するものです。

次に、3ページになります。

キは、一括記載した定義を削除し、該当となる精神障害者の1級の記載を詳細に改めたものでございます。

次のクは、身体障害者手帳の3級、4級を所持し、併せて精神障害者保健福祉手帳の2級を所持している重複所持の方が該当となる規定を追加するものでございます。

次のケも、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された方で、併せて精神障害者保健福祉手帳の2級を所持している重複所持の方が該当となる規定を追加するものでございます。

最後に、附則といたしまして、第1項の施行期日は、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2項の経過措置は、この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例によるものでございます。

議案第33号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第34号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について補足して御説明いたします。

こちらは、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分書のとおり令和6年3月30日付で専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、参考資料1をお願いいたします。

今回の改正理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年4月1日から施行されるに伴い、国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得基準額を改める必要があるため、改正したものでございます。

次に、改正の内容について御説明いたします。

参考資料2の新旧対照表にて御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第2条の課税額の改正になります。第3項の後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を

「22万円」を「24万円」に改めるものでございます。

次に、第21条の国民健康保険税の減額改正になります。第1項は、後期高齢者支援金等課税額の減額後の賦課限度額を「22万円」を「24万円」に改めるものでございます。

次の2ページになります。

同項第2号は、5割軽減の対象となる世帯で、被保険者及び特定同一世帯所属者1人の額を「29万円」を「29万5,000円」に改め、ページの下段になりますが、同項第3号は2割軽減の対象となる世帯で、被保険者及び特定同一世帯所属者1人の額を「53万5,000円」を「54万5,000円」に改めるものでございます。

次の3ページ下段になります。

最後に、附則といたしまして、第1項の施行期日は、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2項の経過措置は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

議案第34号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 暫時休憩いたします。再開を11時10分とします。

午前10時55分休憩

---

午前11時10分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第35号について、木村財政課長。

〔財政課長木村宜孝君登壇〕

○財政課長（木村宜孝君） 議案第35号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について補足して御説明のほう申し上げます。

今回の補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては年度末に各種交付金や補助金等の額が確定したこと、歳出につきましては補助金や町債が関係する事業費の額が確定したことにより補正予算措置を年度内に行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月29日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるため、提案するものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。インターネット系システム機器賃貸借につきましては、限度額が1億2,292万5,000円と設定してございましたが、契約額が1億475万6,000円となりましたので、それに合わせて限度額を変更するものでございます。期間は変更なく、令和5年度契約、令和6年度から令和10年度までの賃貸借料に係る債務負担行為となります。

第3表、地方債補正でございます。過疎対策事業債につきましては、限度額4億6,820

万円から4億2,160万円に変更するもので、後ほど歳入で詳細は御説明いたしますが、過疎対策事業債の発行同意額に対する事業費の確定によるものでございます。

その他の条件、起債の方法、利率、償還方法については変更のほうはございません。

9ページのほうをお願いいたします。

歳入でございます。

款1町税から10ページの款11交通安全対策特別交付金までは、令和5年度の交付額確定によるものでございます。

款1町税、項3軽自動車税、目2軽自動車税（環境性能割）につきましては3月29日交付分をもって確定、款2地方譲与税から款11交通安全対策特別交付金まではいずれも2月下旬から3月下旬にかけて交付決定、3月下旬までに受入れがあったものとなります。交付額に合わせて、それぞれ増額、減額となっております。

11ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は87万3,000円を減額するもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における令和5年度の交付対象事業の事業費確定によるものでございます。また、事業費確定に伴い、充当事業の財源組替えを行っております。当該交付金の申請事業において、一般財源を可能な分、交付金へ組替えのほうをしております。こちらにつきましては、歳出において個別に御説明のほうをさせていただきます。

次に、目8教育費国庫補助金は78万3,000円を減額するもので、学校保健特別対策事業費補助金のうち、小中学校ともに新型コロナウイルス感染症によるクラスター発生時の対応分の消耗品及び備品購入分につきましては、令和5年度においては対象となる事案が発生しなかったことから、当該費用分について減額するものでございます。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金は、地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業）20万円を増額するもので、歳出でも御説明いたしますが、令和6年3月27日に結婚新生活支援事業補助金の申請書提出があったことによるものでございます。支給額は30万円、補助率3分の2となります。

目2民生費県補助金は、高齢福祉対策費補助金で、当初見込みより交付基準額が増えたことにより4万8,000円の増となり、充当先の単位老人クラブ助成事業の町負担分を財源組替えいたします。

目4農林水産業費県補助金は、農業委員会交付金で2月に追加交付があり、最終交付額が180万9,000円となったことから、37万8,000円を増額するものです。歳出の農業委員会費の職員給与費において、その分一般財源から財源組替えを行います。

款17寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金は、がんばる利根町応援寄附金、いわゆるふるさと納税の寄附金でございますが、31万6,000円の減。利根町地方創生応援寄附金、こちらは企業版ふるさと納税でございますが、こちらは30万円の増。いずれも、年度末の

寄附金額確定に基づくものになります。

款18繰入金，項1基金繰入金，目1財政調整基金繰入金は2,069万2,000円の増で，今補正予算における財源調整によるものでございます。当初歳出において，過疎対策事業債の充当を予定していた一部事業につきまして国からの配分決定が減額となったため，一般財源への組替えを行っております。こちらにつきましても，後ほど御説明のほうさせていただきます。

目4がんばる利根町応援基金繰入金は，ふるさと納税寄附金の事業への充当財源でございますが，充当先のシルバーカー購入補助事業の事業費確定により，8万円を減額するものでございます。

12ページをお願いいたします。

款21町債，項1町債，目2過疎対策事業債につきましては，事業費の確定により，令和5年度の起債同意額に合わせ，充当額の変更を行っております。財政調整基金繰入金の説明の際に少し触れましたが，当初要望していた過疎対策事業債の発行希望額に対し，全国的に希望額が配分枠を超えたことから，各自治体において減額調整が行われております。こちら減額された分につきましては，事業費確定による余剰分を振り分け，さらに財源として不足する部分を一般財源から組替えを行っております。

まず，町道整備事業につきまして，町道2106号線道路修繕工事，町道1021号線道路修繕工事，町道112号線道路測量設計業務委託について，こちらは事業費確定により過疎債770万円を減額，町道107号線道路修繕工事及び区画線設置工事分の2,310万円につきましては，過疎対策事業債の減額分の対応といたしまして，一般財源への組替えで3,080万円の減額となります。

町道付属物整備事業につきましては，事業費確定により減額及び過疎対策事業債の減額分の資金調整により一般財源への組替えで，道路反射鏡工事分で180万円，防犯灯修繕工事分で200万円，LED防犯灯新設工事分で90万円，合計470万円の減額となります。

生涯学習施設整備事業は，事業費確定により，生涯学習センターグラウンドバックネット等改修工事で730万円の減。過疎債減額分の資金調整で，コミュニティセンターエレベーター修繕工事，駐車場区画線修繕工事で80万円を一般財源へ組替え，合計で810万円の減となります。

消防設備整備事業は，過疎債減額による資金調整で，消防団機庫建築設計業務委託分170万円を減額し，一般財源に組替えます。

学校施設整備事業は，利根中学校屋内運動場長寿命化改良工事設計業務委託の事業費確定により70万円の減。

基盤整備事業につきましては，西部基盤整備事業へ150万円，南部地区基盤整備事業へ10万円，それぞれ増額し，北方地区基盤整備事業分は一般財源に組替えで40万円の減，合計で120万円の増となります。

道路メンテナンス事業は、橋梁修繕工事の事業費確定により、180万円を減額、過疎対策事業債全体では4,660万円の減額となります。

款22自動車取得税交付金は、日野自動車株式会社による不正行為に関わる追加納付によるもので、3月交付分55万6,000円を計上しております。

歳入につきましては以上となります。

13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還事業は、令和4年度交付の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金について、繰越分を含めて全ての事業が完了したことにより精算し、交付超過分を返還するものでございます。事業実績額は5,167万1,985円、交付額は5,255万4,000円で、返還として88万3,000円を計上するものでございます。

目7地域振興費、定住促進事業、負・補・交の結婚新生活支援事業補助金は、歳入で御説明のとおり、令和6年3月27日に1件申請がございましたことから、30万円を計上してございます。

学校跡地利活用事業の旧文間小学校用途変更設計業務委託は11万円を減額、事業による契約差金となります。

目8交通安全防犯対策費、防犯対策事業は、LED防犯灯新設工事50万7,000円、防犯灯修繕工事44万4,000円、いずれも事業費確定による減額となります。財源の過疎対策事業債につきましては、歳入でも御説明いたしました。事業費確定及び配分額調整のため、LED防犯灯新設工事分で90万円、防犯灯修繕工事分で200万円、それと説明欄にはございませんが、道路反射鏡工事分で180万円をそれぞれ減額し、一部を一般財源へ組替え、また歳入の交通安全対策特別交付金2万2,000円の減額に伴い、充当分を一般財源へ組み替えております。

款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費、シルバーカー購入補助事業は、シルバーカー購入補助金8万円を減額いたします。こちらは、交付確定に伴うもので、歳入でも御説明いたしました。がんばる利根町応援基金の充当事業でございます。また、予算書内の特定財源、国県支出金及び一般財源の6万2,000円の増減につきましては、歳入で御説明しました県の高齢福祉対策補助金の単位老人クラブ助成事業への充当分4万8,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、高齢者等買い物弱者移動販売支援事業への充当額を1万4,000円増額したことによるものでございます。

14ページをお願いいたします。

目7介護保険費、介護保険特別会計繰出金は52万4,000円の減で、こちらは当初予算編成時に介護保険特別会計の一般会計繰入金3万3,000円多く、また令和5年9月の補正

時に一般会計の介護保険特別会計繰出金が55万7,000円多く計上されており、予算上、一般会計の介護保険特別会計繰出金が52万4,000円多く計上されていたことから、今回減額するものでございます。

項2 児童福祉費，目1 児童福祉総務費，子育て世帯生活支援給付金事業，こちらは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した子育て世帯への支援金の支給になりますが，町から児童手当を支給している世帯へはプッシュ方式で実施いたしましたが，それ以外の世帯，例えば公務員世帯など支給申請の手続が必要な世帯におきまして，申請がなかった分18万円，事業に伴う通信運搬費の確定で7,000円，合計18万7,000円を減額するものでございます。

款5 農林水産業費，項1 農業費，目1 農業委員会費でございますが，歳入で御説明いたしました県の農業委員会交付金が37万8,000円増額になったことに伴いまして，こちらの財源組替えでございます。

目5 農地費は，こちらも歳入で御説明いたしました過疎対策事業債の基盤整備事業分で，3地区の基盤整備事業分で120万円を一般財源から過疎対策事業債へ財源組替えを行うものでございます。

15ページをお願いいたします。

款6 商工費，項1 商工費，目2 商工振興費，商工業振興助成事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業でございますが，プレミアム付商品券事業補助金の事業費確定により1万3,000円を減額するものでございます。額面1万1,000円の商品券を1万円で販売し，プレミアム分の10%分などにつかましての補助事業となります。商品券自体は予定枚数を完売しておりますが，使用実績が99.51%で，この数値をプレミアム分の補助額250万円に乗じた額と補助額との差額が今回の補正額となっております。財源のコロナ交付金については，端数の関係上1万4,000円を減額し，一般財源を1,000円増額するという形になってございます。

款7 土木費，項1 道路橋梁費，目2 道路維持費，道路工事事業でございますが，歳入でも触れましたが，事業費確定による減額及び過疎対策事業債配分額の減額調整に伴う財源の組替えとなります。

まず，橋梁修繕工事は，予算額1,500万円，事業費1,111万円となり389万円の減，財源の過疎対策事業債を180万円減額しております。

道路修繕工事（町道2106号線）は，予算額1,500万円，事業費1,082万4,000円で417万6,000円の減。それに合わせ，財源の過疎対策事業債を420万円減額しております。

道路修繕工事（町道1021号線1工区）は，予算額2,100万円，事業費2,049万3,000円で50万7,000円の減。同じく2工区は，予算額1,750万円，事業費1,683万円で67万円の減。財源の過疎対策事業債は，1工区，2工区合わせて120万円を減額しております。

道路改良工事事業は，道路測量設計業務委託（町道112号線）で，予算額2,100万円，事

業費1,875万円、224万5,000円の減。財源の過疎対策事業債は230万円の減額となります。

このほかに財源組替えといたしまして、予算書のほうには財源の部分のみの計上となっておりますが、町道107号線道路修繕工事分1,700万円、区画線設置工事分610万円を、過疎対策事業債の配分調整による減額のため、一般財源へ組み替えております。

16ページをお願いいたします。

項3都市計画費、目3下水道費、公共下水道事業特別会計繰出金は、布川地区雨水路改築工事の事業費確定に伴うもので、予算額2,500万円、事業費2,145万円、355万円を減額するものでございます。

款8消防費、項1消防費、目3消防施設費は、過疎対策事業債の減額調整に伴う財源組替えで、消防団機庫建築設計業務委託分170万円を一般財源に組み替えるものでございます。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費は、学校給食運営事業への新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当額を9万9,000円増額し、一般財源から組み替えます。

項2小学校費、目1学校管理費、学校保健特別対策事業は、歳入で御説明いたしました教育費国庫補助金の学校保健特別対策事業費補助金の対象事業で、新型コロナウイルス感染症のクラスター発生時用の消耗品、備品の購入費用として計上してはいたしましたが、当該事案が発生しなかったことから、消耗品費41万3,000円、備品購入費26万8,000円を減額するものでございます。財源の国庫補助金につきましては、補助率2分の1で34万1,000円、町負担分をコロナ交付金で34万2,000円充当予定でしたが、それぞれ歳入を減額してございます。端数処理の関係上、2,000円が一般財源へ組替えとなります。

17ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費、学校保健特別対策事業については、この前で御説明いたしました小学校費と同様、新型コロナウイルス感染症のクラスターが中学校で発生しなかったことにより、消耗品費43万円、備品購入費45万2,000円を減額し、財源につきましても、国庫補助金44万2,000円、町負担分のコロナ交付金の充当予定額44万2,000円をそれぞれ減額し、端数処理の関係上、一般財源より2,000円の財源組替えを行っております。

なお、学校保健特別対策事業につきましては、今回対象事案がなかったことから、減額いたしましたクラスター発生時対応分のほかに通常時の換気対策分が予算計上されておりましたが、こちらにつきましては予定どおり予算のほうを執行してございます。

目4学校建設費、中学校建設事業でございますが、利根中学校屋内運動場長寿命化改良工事設計業務委託、こちらにつきましては事業費確定により64万9,000円の減額となります。財源の過疎対策事業債につきましては70万円を減額し、起債単位の10万円未満の5万1,000円を一般財源より組み替えております。

項4社会教育費、目3生涯学習センター費、生涯学習センター管理事業は、生涯学習セ

ンターグラウンドバックネット等改修工事，こちらの事業完了による契約差金で716万円の減額となります。財源の過疎対策事業債は730万円の減，一般財源より14万円を組み替えております。

目9コミュニティセンター費は，歳入で御説明しました過疎対策事業債の配分調整による減額により，コミュニティセンターエレベーター修繕工事，駐車場区画線修繕工事への充当予定額80万円を一般財源に組み替えるものでございます。

18ページをお願いいたします。

款11諸支出金，項1基金費，目4がんばる利根町応援基金費は，令和5年度末までのがんばる利根町応援寄附金，ふるさと納税の寄附金額受入額の確定によるものでございます。令和5年度寄附額は2,268万4,000円，予算現額2,300万円との差額31万6,000円を減額するものでございます。

目10利根町地方創生応援基金費は，令和5年度末までの利根町地方創生応援寄附金，企業版ふるさと納税の受入額確定によるものでございます。令和5年度寄附金額は360万円，予算現額330万円との差額30万円を増額するものでございます。

以上，議案第35号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分につきまして補足して御説明のほうをさせていただきました。

○議長（大越勇一君） 次に，議案第36号について，雑賀生活環境課長。

〔生活環境課長雑賀正幸君登壇〕

○生活環境課長（雑賀正幸君） 議案第36号 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について補足して御説明申し上げます。

こちらは，地方自治法第179条第1項の規定により，別紙のとおり3月29日に専決処分いたしましたので，同条第3項の規定により報告し，承認を求めるものでございます。

4ページを御覧ください。

初めに，歳入でございますが，款4繰入金，項1繰入金，目1一般会計繰入金は355万円を減額するもので，雨水路改築工事費確定に伴う減額でございます。

次に，歳出でございます。

款1下水道費，項1下水道費，目2公共下水道維持管理費は355万円を減額するもので，フレッシュタウン北側の雨水路改築工事費の確定に伴う，節14工事請負費の減額でございます。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に，議案第37号について，中村総務課長。

〔総務課長中村寛之君登壇〕

○総務課長（中村寛之君） 議案第37号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につきまして補足して御説明申し上げます。

この予算につきましては，令和6年能登半島地震に係る対応として，全国知事会からの

要請により石川県能登町へ住宅被害認定支援と、環境省関東地方環境事務所からの要請により石川県穴水町及び輪島市へ災害派遣処理業務として公費解体申請受付対応等に職員を派遣するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年4月8日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に御報告するとともに、承認を求めるため提案するものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1節1財政調整基金繰入金609万7,000円を増額しております。

次に、歳出でございますが、8ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節3職員手当等392万7,000円につきましては、派遣職員の時間外勤務手当になります。

次に、節8旅費205万円につきましては、派遣職員の宿泊代になります。

次に、節13使用料及び賃借料12万円につきましては、公用車の駐車場使用料になります。

今年度5月31日現在、派遣した人数につきましては、石川県能登町へ住宅被害認定支援4泊5日には5人、石川県穴水町、輪島市への災害廃棄物処理業務6泊7日には12人派遣しております。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第30号から議案第37号までの8件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月11日に質疑、討論、採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第14、議案第38号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から日程第17、議案第41号 利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の4件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第38号及び議案第39号について、松永子育て支援課長。

〔子育て支援課長松永重生君登壇〕

○子育て支援課長（松永重生君） それでは、議案第38号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして補足して御説明申し上げます。

今回の改正につきましての提案理由でございますが、厚生労働省令、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、町の基準を改める必要があるため改正したいので、提案するものでございます。児童の年齢により保育士1人に対する児童定員数の改正でございます。

参考資料の新旧対照表により御説明させていただきます。

見出し、職員、第29条第2項第3号では、満3歳以上満4歳に満たない児童については、「おおむね20人につき1人」を「おおむね15人につき1人」に、同項第4号では、満4歳以上の児童については、「おおむね30人につき1人」を「おおむね25人につき1人」に改めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

見出し、職員、第31条第2項第3号では、満3歳以上満4歳未満に満たない児童においては、「おおむね20人につき1人」を「おおむね15人につき1人」に、同項第4号では、満4歳以上の児童については、「おおむね30人につき1人」を「おおむね25人につき1人」に改めるものでございます。

次に、見出し、保育所型事業所内保育事業所の職員、第44条第2項第3号では、満3歳以上満4歳に満たない児童については、「おおむね20人につき1人」を「おおむね15人につき1人」に、同項第4号では、4歳以上の児童については、「おおむね30人につき1人」を「おおむね25人につき1人」に改めるものでございます。

3ページ目をお願いいたします。

見出し、小規模型事業所内保育事業所の職員、第47条第2項第3号では、満3歳以上満4歳未満に満たない児童については、「おおむね20人につき1人」を「おおむね15人につき1人」に、同項第4号では、満4歳以上の児童については、「おおむね30人につき1人」を「おおむね25人につき1人」に改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第38号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして補足して御説明申し上げます。

改正につきましての提案理由でございますが、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正により、施設の重要事項の書面掲示の義務づけの見直し等が行われたことに伴い、同様の措置を講ずるほか、所要の改正を行うため提案するものでございます。国では、デジタル技術が普及する前に設けられた紙ベースや対面での手続の改善を目指し、フロッピーディスク等の特定の記録媒体がデジタル化を妨げる支障となっていることから、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体と文言の適正化を図りました。

それでは、参考資料の新旧対照表により御説明させていただきます。

1ページ目をお願いいたします。

先ほど「議案第38号」と言いましたけれども、「議案第39号」に訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

1 ページ目をお願いいたします。

目次ですが、新たに「第53条（電磁的記録等について）」を追加するため、章を新たに追加するものでございます。

2 ページ目をお願いいたします。

第5条第2項から第6項を削ります。これは、施設事業者等に諸記録の作成・保存等について、書面に代えて電磁記録による方法が認められたことにより、削除するものでございます。

4 ページ目をお願いいたします。

見出し、施設型給付費の額に関する通知等、第14条第1項中、「この項、第19条及び第36条第3項において」を削ります。これは、雑則第53条電磁的記録等の追加により、削除するものでございます。

見出し、特定教育・保育の取扱方針、第15条第1項第2号中、「同条第11項」を「同条第10項」に改めます。これは、項の見直しになります。

5 ページ目をお願いいたします。

第23条の見出し、「掲示」を「掲示等」に改め、同条中、「掲示しなければならない」を「掲示とインターネットを利用して公衆の閲覧できるようにしなければならない」ことが規定されております。

見出し、内容及び手続の説明及び同意、第38条第2項を削ります。これは、前の説明で第5条第2項から第6項を削ったためでございます。

6 ページ目をお願いいたします。

見出し、特定教育・保育施設等との連携、第42条第1項第3号中、この号の次に「及び第4項第1号」を加えます。これも、雑則第53条の追加により加えるものでございます。

次に、本則の次に、次の1章を加えます。第4章、雑則見出し、電磁的記録等、第53条第1項については、特定教育・保育施設等は記録作成、保存、その他、これらに類するもののうち、書面等の知覚によって認識することができる情報が記載された紙、その他の有体物により行うことが規定されているものについて、当該書面に代えて電磁的記録により行うことができることが規定されております。電磁的記録とは、電子的方式、磁氣的方式、その他、人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理のように供されるものでございます。

第2項については、この条例の規定による書面等の交付、提出については、電磁的記録により作成されている場合は、当該書面の交付または提出に代えて、教育・保育給付認定者の承諾を得て、書面等に記載する事項の電子情報処理書式を使用する方法で、その他の第1号、第2号に挙げるものにより提供できることが規定されております。

第1号につきましては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機を接続する電気通信回線を通して送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法でございます。特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機から備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線等を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法でございます。

第2号につきましては、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記載したものを交付する方法となっております。

8ページをお願いいたします。

第3項については、教育・保育施設認定保護者がファイルへの記録を出力できる文書を作成することができるものでなければならないことが規定されております。

次に、第4項につきましては、第2項の規定により、記載事項を提供しようとするときは、提供する教育・保育給付認定保護者に電磁的方法の種類及び内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なくてはならないものが規定されております。

9ページをお願いいたします。

第5項については、第4項で、電磁的方法による提供を受けない申出があったとき、第2項の規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならないことが規定されております。

第6項につきましては、第2項から第5項までの規定は、この条例による書面等による同意の取得について準用し、おのおのの言い回しを読み替えて解釈する規定となっております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第39号の説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第40号及び議案第41号について、服部福祉課長。

〔福祉課長服部 豊君登壇〕

○福祉課長（服部 豊君） それでは、議案第40号 利根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきまして補足して御説明いたします。

提案理由でございますが、国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、町の指定居宅介護支援等の事業の人員に関する基準、運営に関する基準等を改めたいので、提案するものでございます。

改正内容につきましては、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

目次でございますが、第5章の章名、委任「第33条」を雑則「第33条、第34条」に改め

るものでございます。こちらは後ほど御説明しますが、第33条に新しく電磁的記録等の規定を追加することに伴い、目次中の章名を改めるものでございます。

次に、第4条第2項でありますが、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャー1人当たりの取扱い件数の規定を定めておまして、原則として、要介護者の数に、要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44以下であれば、必要なケアマネジャーの員数は1とし、44の倍数ごとに1ずつ増やすこととするものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

第3項につきましては、第2項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所と指定居宅サービス事業者等との間において、公益社団法人国民健康保険中央会が運用・管理を行う居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムを活用し、かつ事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に、要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が49以下であれば、必要なケアマネジャーの員数は1とし、49の倍数ごとに1ずつ増やすこととするものでございます。

次に、第5条第3項第2号でありますが、管理者の規定でございまして、「同一敷地内にある」を削るものでございますが、こちらは管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内でなくても差し支えない旨を明確化するものでございます。

続きまして、3ページをお願いします。

第6条第3項以下を1条ずつ繰り下げ、第2項の次に1項を加えるものでございますが、公正中立性の確保の取組のため、利用者またはその家族に対して、6か月以内に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合や、各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合を説明し、理解を得ることを努力義務として定めるものでございます。

続きまして、4ページをお願いします。

第5項に第1号と第2号を加えるものでございますが、利用者やその家族に対して、文書の交付に代えて、利用者やその家族の同意を得て、電子情報処理組織を使用する方法等により提供する場合の方法を定めるものでございます。

続きまして、5ページをお願いします。

「第6項中第4項に規定する」を「第5項第1号の」に改め、「第7項中第4項」を「第5項」に改め、「用いる」の次に「次に掲げる」を加え、同項に第2号を加えるものでございます。こちらは、条項の繰り下げに伴う改正と、第5号と同様に、重要事項の提供の際に電磁的方法の種類及び内容の規定を追加するものでございます。

次に、5ページ下段から6ページでありますが、第15条第2号の次に2号を加えるもので、こちらは利用者本人または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと及び身体的拘束等を行う場合の記録を義務づけることを規定するものでございます。

次に、6ページ中段、第15条第14号中の「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改めるものでございますが、こちらは同条第9号において略称として規定されているため、改めるものでございます。

次に、6ページ下段から7ページでございますが、第15条第15号ア中、「利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次にイを加えるものでございます。こちらは、利用者のモニタリングについて、居宅の訪問を毎月から2か月に1回とし、利用者の居宅を訪問しない月はテレビ電話装置等を活用としたモニタリングを可能とする規定でございます。

次に、第15条第20号の次に第20号の2として1号を加えるものでございますが、こちらは要介護度ごとに定められている区分支給限度額の利用割合が厚生労働省の定める基準に該当する場合、かつ訪問介護に係る居宅サービス費の割合が厚生労働省の定める基準に該当する際、市町村から求めがあった場合には妥当性を検討し、訪問介護に係る居宅介護サービスが必要な理由等を記載し、届け出ることを規定したものでございます。

続きまして、8ページをお願いします。

第15条第29号中、「基づき」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を追加するものでございます。

次に、第24条は、居宅介護支援事業所の運営規程の概要や介護支援専門員の勤務体制等の重要事項を事業所に掲示する旨を規定するものでございまして、第1号中、「重要事項」の次に「以下この条においては単に「重要事項」という。」を加えるもので、略称規定を設けるものでございます。

次に、8ページ下段から9ページでございますが、第24条第1項の次に第2項を加えるもので、事業所の運営規程の概要等の重要事項について書面を備え付け、関係者に自由に閲覧できるようにすることで掲示に代えることができる旨及び書面による掲示に加えて、ウェブサイトに掲載することを義務づけることを規定するものでございます。

次に、9ページ中段から10ページ上段でございますが、第31条は記録の整備を規定しておりまして、第3号に身体的拘束等の対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を加えるとともに、第3項から第5項の規定を第2項第4号から第6号とするものでございます。

次に、10ページでございますが、第32条の次に第33条として1条を加えるもので、電磁的記録等の規定を定めるものでございますが、書面に代えて電磁的記録や電磁的方法により行うことができる旨を規定しているものでございます。

次に、11ページをお願いします。

第33条に見出しとして、委任を付し、同条を第37条に繰り下げるものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第24条に2項を加える規定、同条第3項に係る部分につきましては、令和7年4月

1日から施行するものでございます。

以上で議案第40号の説明が終わります。

続きまして、議案第41号の説明に移ります。

議案第41号 利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきまして補足して御説明します。

提案理由でございますが、国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、町の指定介護予防支援等の事業の人員に関する基準、運営に関する基準等を改めたいので提案するものでございます。

改正内容につきましては、参考資料、新旧対照表により御説明します。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

目次でございますが、第7章の次に「第8章、雑則（第35条）」を加えるものでございます。こちらは後ほど御説明しますが、第35条に新しく「電磁的記録等の記録の規定」を追加することに伴い、目次に章を追加するものでございます。

次に、1ページ下段から2ページ上段でございますが、第4条第1項中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に第2項として第1項を加えるものでございます。こちらは、国の基準の改正に伴い、地域包括支援センターを運営する事業者だけでなく、指定居宅介護支援事業者も予防介護支援の提供に当たる事業者指定することが可能になったことに伴い、規定している文言を改めるものでございます。

次に、2ページ中段から3ページ中段でございますが、第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に第3項、第4項の2項を加えるものでございます。こちらは、居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援を行う場合には常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないこと、管理者は同一の事業所のほかの職務に従事する場合や管理上支障がない範囲で、ほかの事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する者でなければならぬことについて定めております。

次に、3ページ中段でございますが、第6条は、内容及び手続の説明及び同意を規定しておりまして、第2項中「あらかじめ」の次に「利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加えるものでございます。

続きまして、4ページをお願いします。

第12条は、利用料等の受領を規定しておりまして、第1項の次に第2項、第3項の2項を加えるものでございます。こちらは、介護予防支援事業者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して介護予防支援を行う場合には、交通費の支払いを利用者から受けることができる旨の規定を加えるとともに、交通費の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者またはその家族に対しサービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない旨の規定を加えるものでございます。

次に、第13条中「指定介護予防支援について」の次に「前条第1項の」を加えるものでございます。

続きまして、4ページ下段から5ページでございますが、第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」の次に「(第32条第29号の規定を除く。)」を加えるものでございます。こちらは、国の基準の改正に伴い、地域包括支援センターを運営する事業者だけでなく、指定居宅介護支援事業者も介護予防支援の提供に当たる事業者に指定することが可能となったことに伴い、規定している文言を改めるものでございます。

次に、5ページ中段でございますが、第23条は、介護予防支援事業所の運営規程の概要や担当職員の勤務体制等の重要事項を事業所に掲示する旨を規定するものでございまして、第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加えるもので、略称規定を設けるものでございます。また、同条第1項の次に第2項、第3項の2項を加え、事業所の運営規程の概要等の重要事項について書面を備え付け、関係者に自由に閲覧できるようにすることで掲示に代えることができる旨及び書面による掲示に加えて、ウェブサイトに掲載することを義務づけることを規定するものでございます。

次に、5ページ下段から6ページでございますが、第30条につきましては、記録の整備を規定しておりまして、第2項第2号エ及び第3号から第5号中の「に規定する」を「の規定による」に改め、第3号から第5号の規定を1号ずつ繰り下げ、第2号の次に第3号として、身体的拘束等の対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を整備する旨の規定を加えるものでございます。

続きまして、7ページをお願いします。

第32条第2号の次に2号を加えるものでございまして、こちらは利用者本人またはほかの利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととすること及び身体的拘束等を行う場合の記録を義務づけることを規定するものでございます。

次に、7ページ中段から9ページ上段まででございますが、第32条中第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に

「(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次にイとウを加えるものでございます。こちらは、利用者のモニタリングについての訪問を、3か月を1期間として2期間に1回実施し、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを可能とすること、サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、面接することを規定しております。

続きまして、9ページをお願いします。

第32条第28号の次に第29号として1号を加えるものでございます。こちらは、町内の要支援者の状況を適切に把握する観点から、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うに当たって、町長から情報の提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施事業等の情報を提供することを規定しております。

次に、第34条に見出しとして「(準用)」を付し、同条中「第12条」を「第12条第1項」に改めるものでございます。

次に、9ページ下段から10ページでございますが、第34条の次に第35条として1条を加えるもので、電磁的記録等の規定を定めるものでございますが、書面に代えて電磁的記録や電磁的方法により行うことができる旨を規定しているものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第23条に2項を加える規定、同条第3項に係る部分につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○議長(大越勇一君) 説明が終わりました。

議案第38号から議案第41号までの4件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月11日に質疑、討論、採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大越勇一君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議員の皆様にお伺いいたします。トイレ休憩を取りますか。(「このまま行ったらどうですか」と呼ぶ者あり)あと20分ぐらいかかりますけれども。

---

○議長(大越勇一君) 日程第18、議案第42号 令和6年度利根町一般会計補正予算(第2号)を議題とし、補足説明を求めます。

木村財政課長。

〔財政課長木村宜孝君登壇〕

○財政課長(木村宜孝君) 議案第42号 令和6年度利根町一般会計補正予算(第2号)につきまして補足して御説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

第2表，地方債補正でございます。

過疎対策事業債ですが，起債限度額 8 億7,710万円に920万円を追加し，8 億8,630万円とするものでございます。後ほど御説明いたしますが，国庫補助事業におきまして補助金の内示額が減額となったことによりまして，その財源手当として過疎対策事業債を充てることによるものでございます。限度額以外の事項につきまして変更はございません。

8 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款10地方交付税，項1地方交付税，目1地方交付税，特別交付税は86万4,000円の増額となります。歳出でも御説明いたしますが，地域おこし協力隊における国の推進要綱が改正され，活動経費の上限額が引き上げられたことによるものでございます。地域おこし協力隊活動経費につきましては，特別交付税ルール分におきまして，10分の10措置されることとなっていますことから，その増額分を計上するものでございます。

款14国庫支出金，項2国庫補助金，目1総務費国庫補助金，社会保障・税番号制度システム整備費補助金は117万7,000円の増で，戸籍情報に振り仮名を追加するために，本人へ確認通知を作成するため，戸籍情報システムの改修に係る経費の補助金となります。補助率は10分の10となります。

目3衛生費国庫補助金，新型コロナワクチン定期予防接種助成金は3,965万7,000円の増額となります。こちらは，今年度より特例臨時接種から定期接種に変更となった新型コロナワクチンの接種に係る国からの助成金となります。国から示されている助成単価は1人当たりで8,300円，接種者の見込数4,778名分の計上となります。

目5土木費国庫補助金，防災・安全社会資本整備交付金（道路事業）につきましては267万4,000円の減で，国から交付内示額に基づき減額いたします。町道112号線道路改良工事分で，当初予算額2,002万円に対しまして，内示額は1,734万6,000円となります。

目7教育費国庫補助金，学校施設環境改善交付金は646万9,000円の減で，こちらにつきましても国からの交付内示額に基づくものでございまして，利根中学校屋内運動場長寿命化改良工事分で，内訳は，長寿命化改良工事分が当初予算額7,051万7,000円，内示額7,114万8,000円で63万1,000円の増，バリアフリー化分が当初予算額710万円，内示額ゼロ円で710万円の減となっております。

款18繰入金，項1基金繰入金，目1財政調整基金繰入金は489万3,000円で，今回の補正予算に伴う財源調整となります。

款21町債，項1町債，目2過疎対策事業債は920万円の増で，先ほど御説明いたしました国庫支出金の土木費国庫補助金及び教育費国庫補助金の減額に伴う財源手当といたしまして，過疎対策事業債をそれぞれ充てるものでございます。

9 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1 議会費，項 1 議会費，目 1 議会費，議会活動費でございますが，1 名分の議員報酬 360 万円，議員期末手当 117 万 3,000 円，議員共済会負担金 101 万 9,000 円を現議員数に合わせ減額するものでございます。普通旅費 2 万 4,000 円は，小学生を対象にした群馬県上野村と嬭恋村での自然体験交流事業へおのおの議員 1 名ずつ同行するため，1 泊分の宿泊費を計上するものです。施設入場料 2,000 円も，当該事業同行の際に発生する費用となります。政務活動費につきましては，最初に御説明のとおり，現議員数に合わせ 6 万円を減額するものでございます。

目 7 地域振興費，地域おこし協力隊活動費は，歳入の特別交付税で御説明しましたとおり，国の要綱改正により活動に要する経費の上限額が引き上げられたことに伴いまして，地域おこし協力隊業務委託 86 万 4,000 円を増額するものでございます。具体的には，これまで月額 23 万円だったものを 26 万 6,000 円に引き上げるものでございます。年額の差額 43 万 2,000 円の 2 名分となります。

10 ページをお願いいたします。

目 9 情報化推進費，ネットワークシステム管理事業は，サーバーシステム保守業者との間で，SE サポート保守業務委託契約の中に施設間ネットワークソフト保守を盛り込むことになったため，全額 13 万 2,000 円を減額するものでございます。なお，この変更に伴う SE サポート保守業務委託料の増額はございません。

項 3 戸籍住民登録費，目 1 戸籍住民登録費，戸籍事務費は，歳入でも御説明いたしましたが，戸籍に振り仮名を記載するため，本人へ確認通知をシステム上出力できるようにするための改修費用となります。117 万 7,000 円で，こちらは全額国庫補助となります。

款 3 民生費，項 1 社会福祉費，目 1 社会福祉総務費，社会福祉関係総務費は，訴訟弁護士委託として 35 万 5,000 円の増。こちらは，令和 6 年 3 月 12 日付で個人情報開示請求に関わる訴状が提出されたことによるものでございます。町の顧問弁護士である高橋むつき法律事務所を町の代理人として選任し，着手金 55 万円につきましては予備費にて対応しております。今回の計上内容は，代理人弁護士の日当 5 万 5,000 円，実費交通費 1 万 2,000 円，それぞれ 5 日分，訴訟に係る諸経費として 2 万円となります。

款 4 衛生費，項 1 保健衛生費，目 2 予防費，予防接種事業は，新型コロナワクチンの接種経費となります。全額公費による特例臨時接種が令和 5 年度をもって終了し，今年度より定期接種に移行いたします。利根町においては，65 歳以上の方及び 60 歳以上 65 歳未満の方で，心臓，腎臓または呼吸器の機能において日常生活に大きな制限を有する方，ヒト免疫不全ウイルスにより日常生活に大きな制限のある方，こちらの方につきまして一部公費負担となります。国の算定基準では，1 回の接種に要する費用はワクチン代・接種料込みで 1 万 5,300 円としており，先ほどの条件の方につきまして国から 8,300 円が交付されます。そこに町独自といたしまして 2,000 円を上乗せし，1 万 300 円が公費負担，自己負担額は

5,000円程度となる見込みでございます。今回の計上内容でございますが、一部公費負担となる65歳以上の方への助成券発送に係る通信運搬費7,200名分で52万6,000円。11ページに移りまして、個別予防接種委託公費負担分として1万300円の4,778名分で4,921万4,000円。こちらの接種者数は、直近の新型コロナワクチンの65歳以上の方への接種の割合67%より算出しております。また、接種に係る助成券の作成業務委託で47万円を計上しております。

款7土木費、項1道路橋梁費、目2道路維持費につきましては、歳入で御説明しました国庫補助金の内示額減に伴う財源の組替えでございます。町道112号線道路改良工事において、補助金の減額分を過疎対策事業債に組替えをいたします。

款9教育費、項3中学校費、目4学校建設費につきましても、歳入で御説明しましたとおり、国庫補助金の内示額減に伴う財源組替えとなります。利根中学校屋内運動場長寿命化改良工事におきまして、補助金の減額分を過疎対策事業債へ組替えいたします。

以上、議案第42号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第2号）につきまして補足して御説明申し上げます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第42号は議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月11日に質疑、討論、採決したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第19、議案第43号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題とし、補足説明を求めます。

松本保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） 議案第43号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について補足して御説明申し上げます。

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し、地方自治法第291条の3第3項の規定により、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、現行の被保険者証は改正法の施行期日以降は発行されなくなることに伴い、規約別表中の被保険者証等の用語の整理を行うほか、関係市町村の共通経費負担金の納入額算出に用いる人口及び高齢者人口の算定基準などを改めたいので御提案するものでございます。

改正内容でございますが、参考資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思ます。

第11条、執行機関の組織の第3項を削るものでございます。こちらは、同規約の第7条第2項並びに第12条第1項及び第4項の規定により、正副連合長は広域連合議員との兼務が不可能となっていることから、兼務の禁止を規定する第11条第3項は不要となっていることから、削除をするものでございます。

次に、下段の別表第1の2及び3中の「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。

次のページ、2ページになります。

別表第2の下段、備考欄に規定する関係市町村の共通経費負担金の納入額算出に用いる人口及び高齢者人口の算定基準日を、前年度の「3月31日」から「1月1日」に改めるものでございます。

次の3ページになります。

最後に、附則といたしまして、第1項、施行期日として、この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行し、この規約による変更後の別表第1の規定は、令和6年12月2日から施行するものです。

次に、第2項、経過措置として、この規約による変更後の別表第2備考の規定は、令和7年度以後の関係市町村の負担金について適用し、令和6年度以前の関係市町村の負担金については、従前の例によるものです。

議案第43号の補足説明は以上になります。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第43号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月11日に質疑、討論、採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第20、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日6月4日は、議案調査のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（大越勇一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、6月5日の午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後零時 37 分散会